

京都市上下水道局告示第21号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和5年7月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府京都市左京区岩倉花園町247番地1

有限会社三洋工業

代表取締役 藤田 古京

2 変更事項

(代表者の変更)

藤田 洋光 から 藤田 古京 に変更

(上下水道局下水道部管理課)